

第2回妹背牛町議会定例会 第1号

令和5年6月22日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 有限会社 妹背牛振興公社の経営状況に関する件
 - 4) ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について
 - 5) 町長 行政報告
 - 6) 教育長 教育行政報告
- 4 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 5 報告第 2号 専決処分の報告について（令和4年度妹背牛町一般会計補正予算（第14号））
- 6 報告第 3号 令和4年度妹背牛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度妹背牛町一般会計補正予算（第15号））
- 8 同意第 1号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 9 同意第 2号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 10 同意第 3号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 11 同意第 4号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 12 同意第 5号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 13 同意第 6号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 14 同意第 7号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 15 同意第 8号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 16 同意第 9号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 17 同意第10号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 18 同意第11号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 19 同意第12号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 20 一般質問
 - 1) 広 田 毅 議員
 - 2) 鈴 木 正 彦 議員
 - 3) 渡 辺 倫 代 議員

- 4) 田 中 春 夫 議員
- 5) 佐々木 和 夫 議員
- 6) 小 林 一 晃 議員
- 2 1 議案第 2 5 号 妹背牛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 2 2 議案第 2 6 号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 2 3 議案第 2 7 号 妹背牛町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 2 4 議案第 2 8 号 妹背牛町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 2 5 議案第 2 9 号 妹背牛町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年度～令和 1 2 年度）の一部変更について
- 2 6 議案第 3 0 号 令和 5 年度妹背牛町一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 7 議案第 3 1 号 令和 5 年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 8 発議第 4 号 妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 9 発議第 5 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 3 0 議員の派遣について
- 3 1 閉会中の所管（所掌）事務調査の申し出について

○出席議員（10名）

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 番 宮 崎 博 君 | 2 番 渡 辺 倫 代 君 |
| 3 番 鈴 木 正 彦 君 | 5 番 広 田 毅 君 |
| 6 番 佐々木 和 夫 君 | 7 番 小 林 一 晃 君 |
| 8 番 田 中 春 夫 君 | 9 番 赤 藤 敏 仁 君 |
| 1 0 番 渡 会 寿 男 君 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 田 中 一 典 君 |
| 副 町 長 | 滝 本 昇 司 君 |
| 教 育 長 | 廣 澤 勉 君 |
| 総 務 課 長 | 北 口 信 彦 君 |
| 企画振興課長 | 鎌 田 秀 章 君 |
| 住 民 課 長 | 石 井 昌 宏 君 |

健康福祉課長	愛	山	智	弘	君
建設課長	西	田	慎	也	君
教育課長	川	上	善	樹	君
農政課長	横	井	憲	一	君
農委事務局長	清	水	野	勇	君
代表監査委員	菅	原	竹	雄	君
農委会長	瀧	本	賢	毅	君

○出席事務局職員

事務局長	菅	一	光	君	
書記	笹	尾	翔	大	君

◎開会の宣告

○議長（渡会寿男君） ただいま議員全員の出席がありますので、これより令和5年第2回妹背牛町議会定例会を開会します。

クールビズの期間ですので、上着の着用は各自の判断でよろしいかと思ます。

◎町長挨拶

○議長（渡会寿男君） 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） おはようございます。ただいま渡会議長よりお許しがございましたので、第2回定例議会の開催に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、全員出席の中開けますことに感謝を申し上げます。

今週は夏の日差しが非常に強くなっておりまして、水田を見渡しますとおおむね順調に育苗が進んで、これからは本当にいい季節になるかなと思っております。春季例祭から始まり戦没者慰霊祭と、様々な催しが短い北海道の夏を彩るように始まると思ます。また、夏の終わりには妹背牛町議会議員選挙がございます。町民の負託を受けられました皆様の善意の活動が妹背牛町民の生活をよりよきものへと導くためにも、議員各位にはご自身の健康にご留意され、役場職員とともに今後ともご壮健な活躍をご期待するものでございます。

定例議会への付議事件は、報告3件、承認1件、同意12件、議案7件でございます。よろしくご審議、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、定例会開催のご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（渡会寿男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、赤藤敏仁君、宮崎博君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（渡会寿男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月22日と23日の2日間にしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(渡会寿男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、有限会社妹背牛振興公社の経営状況に関する件、4、ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について、以上4件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長(渡会寿男君) 町長の行政報告を行います。

町長、どうぞ。

○町長(田中一典君) (登壇) それでは、3月の第1回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、町民各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へと変更となり、基本的感染対策が個人の判断へ委ねられたことを受けまして、これまで多くの制限の中日々の生活をお送りいただき、さらには感染防止対策にご協力をいただいておりますことに衷心よりお礼を申し上げます。

さて、令和5年度の需給調整実施状況についてでございますが、本年産の米の生産目安は1,990.7ヘクタールになっております。6月1日現在の主食用米の作付面積が1,917ヘクタールと、生産目安と比較し108%になっている状況でございます。これによりまして転作率は37.8%となり、作物等の内訳では例年どおり秋まき小麦が一番多く659.05ヘクタール、次に飼料用米等の新規需要米259.48ヘクタールとなり、転作全体では1,169.41ヘクタールで、昨年比17.02ヘクタールの減となっております。

2番目に、令和5年産計画出荷米の予定数量でございますが、主食用米が増えたことにより前年度から4,509俵ほどの増加となり、本年度においては18万3,081俵となっております。

3番目の水稻の生育状況についてでございますが、6月1日現在における普及センターからの情報によりますと、草丈、葉数、茎数ともに平年を若干下回っておりますが、遅速日数は1日早いという状況となっております。

4番目に、建設工事の発注状況についてでございますが、お手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

5番目の主な政務につきましてご報告をいたします。初めに、世界シニアカーリング選手権大会におきまして町職員の北口幸恵さんが参加しているチームが見事銅メダルを獲得

したのは記憶に新しいところかと思えます。日本シニアカーリング選手権で見事優勝を勝ち取り、韓国の江陵で世界の強豪たちと渡り合い手にした栄光は、カーリングホールを運営する本町にとりましても非常な朗報でございまして、今後の若い世代の活躍にも期待をしているところでございます。

さて、主な政務ですが、6月13日から14日上京の際には、国交省、財務省及び道内選出議員を訪問し、雨竜川水系の治水促進について予算要望を行ってまいりました。その他の政務につきましても、後ほどお目通しをお願いいたします。

6番目に、今後予定されている主な行事についてであります。8月6日日曜日、第40回目を迎えますもせうし町民まつりでは、コロナ前と同様の通常開催を目指し、フィナーレには盛大に花火を打ち上げる予定となっております。

以上で、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（渡会寿男君） 教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（廣澤 勉君） （登壇） それでは、3月定例会以降の教育行政についてご報告申し上げます。

まず、一般庶務関係ですが、3月27日開催の第3回教育委員会では、学校管理規則の一部改正、学校医の委嘱、小学校教育課程2学期制移行、教育施設個別施設計画等につきまして協議及び報告を行ってございます。4月11日開催の第1回空知管内市町教育委員会教育長会議では、空知教育局局長より令和5年度空知管内教育推進の重点等につきまして示されているところでございます。4月27日開催の第4回教育委員会では、奨学生の諮問、学校評価報告等を行ってございます。

次に、学校教育関係ですが、3月11日には中学校卒業生30名、17日には小学校卒業生22名、それぞれの学校におきまして卒業証書授与式を挙げてございます。4月4日には本町へ赴任された小中学校教職員7名に対し辞令の交付を行ってございます。4月6日には小学校入学生12名、中学校入学生21名、それぞれの学校におきまして入学式を挙げてございます。4月11日開催の第1回第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会では、令和6年度から使用する小学校の教科書の採択に関しまして今後のスケジュールや役割分担等について協議を行ってございます。また、学校行事関係では、中学校におきまして4月25日から27日まで3年生の修学旅行が、5月27日には体育大会が行われまして、それぞれ滞りなく無事終了しているところでございます。

2枚目を御覧ください。最後に、社会教育関係ですが、3月21日にはLet'sスポーツ「北空知親子カーリング体験教室」を開催しまして、1市4町から41名の参加をいただいております。4月17日には社会教育委員の会を開催し、令和5年度社会教育

推進事業計画につきましてご協議をいただいているところでございます。

以上、主な会議及び事業につきましてご報告させていただきましたが、その他の事項につきましては後ほどお目通しくさせていただきますようお願いしまして、教育行政報告といたします。

○議長（渡会寿男君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号及び日程第5 報告第2号

○議長（渡会寿男君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）及び日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（令和4年度妹背牛町一般会計補正予算（第14号））の2件については、関連がありますので、一括して報告を行います。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

初めに、報告第1号。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 終わります。

次に、報告第2号。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 終わります。

質疑を終わります。

これで報告第1号及び第2号の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（渡会寿男君） 日程第6、報告第3号 令和4年度妹背牛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これで報告第3号の報告を終わります。

◎日程第7 承認第3号

○議長（渡会寿男君） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

お諮りします。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

◎日程第8 同意第1号ないし日程第19 同意第12号

○議長（渡会寿男君） 日程第8、同意第1号から日程第19、同意第12号までの妹背牛町農業委員会委員の任命についての12件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより同意第1号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第2号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。
次に、同意第3号を採決します。
本件は、これに同意することについてご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。
次に、同意第4号を採決します。
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。
次に、同意第5号を採決します。
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。
次に、同意第6号を採決します。
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第6号は、これに同意することに決定しました。
次に、同意第7号を採決します。
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第7号は、これに同意することに決定しました。
次に、同意第8号を採決します。
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第8号は、これに同意することに決定しました。
次に、同意第9号を採決します。
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第10号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第11号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第11号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第12号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第20 一般質問

○議長(渡会寿男君) 日程第20、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

最初に、5番議員、広田毅君。

○5番(広田 毅君) (登壇) 通告に従いまして、質問をいたします。

第9次総合振興計画で予定されておりました小中学校統合と校舎建設事業につきましては、残念ではありますが、財政上の問題から延期の上、再検討することとなりました。この件につきましては、児童生徒をはじめ関係者に多大な影響を与えました。今後再検討に当たっては、より慎重な判断が求められると考えます。そこで、再検討するに当たり、次のことについてお伺いいたします。

1点目、第9次総合振興計画の人口推計によりますと、令和12年では2,003人、令和17年では1,690人、令和27年には1,134人まで減少すると推計をされております。出生率の低下などが相まって児童生徒数の減少も想定されますが、令和23年までの児童生徒数の推計をお伺いいたします。

2点目、町長は第1回定例会において、私や同僚議員の小中学校統合と校舎建設事業に関する一般質問の答弁で、延期、再検討するに当たり、学校の耐力調査、長寿命化計画の策定について言及されていますが、そのスケジュールと調査に当たってのポイントについてお伺いをいたします。

再質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

教育課長。

○教育課長（川上善樹君） それでは、1つ目の令和23年までの児童生徒数の推計についてご答弁申し上げます。

本町の5月末現在の人口ですが、男性1,258名、女性1,398名、合計2,656名となっております。本町においても出生率の低下による少子化が進展しています。

次に、現在の児童生徒数になります。小学生が、1年生12名、2年生14名、3年生11名、4年生13名、5年生10名、6年生20名の合計80名、中学生が、1年生21名、2年生19名、3年生11名の合計51名、小中学校合わせて131名となっております。

続いて、建築当時の児童生徒数ですが、小学校は1971年に建築されまして、全校児童数23学級の767名、中学校は1976年建築で、全校生徒数9学級356名です。建築当時と現在の人数を比較しますと、約50年前の数字とはいえ、小学校は約9割、中学校では約8割強で、大幅に減少しております。来年度の令和6年度に小学校1年生になる児童が11名、順に7年度が5名、8年度が12名、9年度が6名、10年度が7名、11年度が3名、12年度が4名の予定となっております。

令和23年までの児童生徒数の推計ということですが、令和16年までの数字が出ておりますので、令和7年より5年ごとにその数字を申し上げます。令和7年が、小学生66名、中学生が51名、計117名、令和12年、小学生37名、中学生37名、計74名、ここからは数字が出ていませんので、第9次総合振興計画人口推計と照らし合わせて5年ごとに算出をしたものとなります。令和17年、小学生31名、中学生31名、計62名、次に令和22年、小学生26名、中学生26名、計52名となります。令和23年については人口推計として記載されていませんが、前年の22年と大きな相違はないと考えておりますので、23年についても50名前後の児童生徒数を想定しております。もちろんこれが絶対という数字ではありません。出生数により数字は変わってきますので、これはあくまでも推計として出したものになります。

続きまして、2点目の学校の耐力調査、長寿命化計画のスケジュールと調査に当たってのポイントについて答弁をいたします。本町では、令和4年度に妹背牛町学校教育施設個別施設計画の策定を行い、妹背牛小学校及び妹背牛中学校における維持管理の方針を定めております。学校教育施設の建て替え等の方針に関しましては、令和5年度中に方向性を決定することとしています。既に5月臨時会へ補正予算を上程し、個別施設計画の改定版として5月末に業者との委託契約を締結したところです。業務期間は来年3月末となっております。来週には第1回目の打合せを行う予定です。改定版の内容としましては、個別施設計画に基づく学校教育施設の現状や児童生徒数の将来設計を踏まえ、学校教育施設の今後の方向性に関するパターン別の将来の費用予測を行い、中長期的な視点から学校教育施設の今後の方針を決定することを目的としております。

続いて、策定に当たってのポイントですが、3点あります。1点目として、学校教育施設の方向性に関する課題の抽出です。これは、今後の学校教育施設の方向性を検討するに当たり、個別施設計画の内容を把握するとともに、計画策定時点からの状況の変化や町の意向などのヒアリングを行い、学校教育施設の方向性を検討するに当たっての課題整理を行います。

次に、2点目として、新築及び改築に対する将来費用推計のパターン整理になります。1点目で出された課題を基に学校教育施設の今後の方向性に関する建て替え等のパターンの洗い出しを行います。パターンの洗い出しに当たっては、町のこれまでの検討内容を踏まえた上で、その意向に沿った形で取りまとめます。

3点目は、将来費用推計の実施です。パターン整理の内容に基づき、学校教育施設の維持、更新に係る将来の概算費用を算出します。算出結果はパターン別及び費目別に整理し、比較検討しやすい形で整理を行います。

以上、令和2・3年までの児童生徒数の推計及び耐力調査、長寿命化計画のスケジュールと調査に当たってのポイントについて答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） ただいま課長のほうから1点目、児童生徒数の推計、それから2点目、耐力調査、そして長寿命化の内容、ポイントについて、ポイントが3点あるということでお話を伺いました。大変ありがとうございます。

1点目の児童生徒数については、課長言われるとおおり、残念ではありますが、将来にわたって大きく減少するのではないかということが容易に想像できます。先ほど言われておりましたように、小学校に至っては開校当初より90%、中学校については80%というような大きな減少となっているということでありましたけれども、隔世の感があるなと思います。また、総体的な本町の人口減少についても、残念ながら免れない状況であると考えております。

過日、住民課で直近5年間の出生数、ゼロ歳児から15歳までの転入者数を調べていただきました。それによりますと直近5年の年次ごとの出生数は、平成30年で7名、令和1年に11名、令和2年に7名、令和3年では5名、令和4年では5名となっております。また、ゼロ歳児から15歳までの転入者については、平成30年で11人、令和1年で3人、令和2年で1名、令和3年で3人、令和4年で4人となっております。これまた非常に厳しい数字でありますけれども、一方では、町の宝である子供たちに質のよい、よりよい環境の学びの場を提供することが私どもの責務と考えております。そこで、次のことについてお伺いいたします。

まず、1点目でありますけれども、昨年設置された小中一貫教育検討委員会においては、小中一貫教育制度の導入、それから学校形態につきましては義務教育学校とする方針が決定されていたと私は理解をしております。本年、再設置、諮問される前提ではありますけ

れども、この検討委員会の性質上、義務教育学校、それから小中一貫教育制度の導入の方針が決定された以外に、この検討委員会で再設置、諮問されるのであれば何を検討されるのか、私には疑問などところがあるのですけれども、再設置、諮問されるのであれば、その検討内容についてお伺いをいたします。

また、先ほど課長の答弁にありましたけれども、学校の耐力調査と長寿命化計画ですか、これを今年、5年度中に策定されるということでもありますけれども、小中一貫教育検討委員会、また施設整備検討委員会が再設置、諮問されるのであれば資料を提出されるかと思えますけれども、昨年設置されたときよりも慎重に行うためにはより精度の高い資料の提出が必要かとは私には思っていますが、その辺のところも併せてお伺いをいたします。

2点目、小中学校の統合や新校舎建設については、つくづくタイミングが大切だと感じております。残念ながら先ほど来申し上げておりますように延期、再検討となった今は、フェーズが大きく変わったと思っております。町長は、校舎建設についての答弁では、今後策定する小中学校の長寿命化計画に基づき増改築、新築のいずれかを決定するとおっしゃっておられました。将来にわたって児童生徒数が減少することが見込まれること、また人口減少に伴う財政規模の縮小を勘案したとき、もちろん相手のあることでもありますけれども、広域での考え方に言及されなかったのはなぜでしょうか。私の記憶では、3月の定例会の折に、このことに関して総合教育会議の場で教育委員さんから広域でもいいのかというような意見が出ていたというふうに町長がおっしゃられていたのを記憶しております。それなのに今回、二者一択ということになりましようか、広域での考え方が選択肢として排除されるのか排除されないのか、また町民の意見などをどのような形で聴取、反映されるのか、前例にとらわれることなく検討する必要があると考えますが、併せてお伺いをします。

再々質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

教育課長。

○教育課長（川上善樹君） それでは、広田議員からの再質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、小中一貫教育の導入、また義務教育学校の導入をどのように考えているかということなのですが、今年までに教育長への答申のところまでは行っていたのですが、答申はまだしていないという状況であります。今後は当然今まで協議してきたことを次の会へ引き継ぎますが、今年度中にこの2つの検討委員会をどうするかというのはまだ決まっておられません。今回の長寿命化計画の結果を見て、新築、改築を踏まえた中で再度どのようにしていくか協議をしていこうと考えております。

次に、資料を提出するかどうかということなのですが、新たに設置をしてからの提出となりますので、そちらについても今後委員会内部での会議を開きながら方向性について進めていきたいと考えております。

導入関係については以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長。

○町長（田中一典君） 広田議員の再質問に対しましてご答弁を申し上げたいと思います。

新築、改築のいずれかというのは、学校の耐力調査を策定した段階で出てきた数字を検討しながらということで、まずはそれを前面に押し出してお話をさせていただきました。それから、ご指摘のように人口減の推移、それから推計ですけれども、小中学生の推移もおっしゃるとおりでございます、人口減が推測される中で、確かに教育総合会議で1名の委員さんから広域での考え方を検討する必要があるのではないかというご意見をいただきました。ただ、ほかの委員さん、大きな意見は、高校がなくなったときのあの惨状を思い返してみると学校というのはやっぱり残すべきだと、そちらのほうが多かった意見なのですけれども、少数意見といえども検討すべき問題だと私は認識しております。

問題は、現在、広域というお言葉でしたけれども、沼田、それから秩父別、北竜は既に単独でいくという方向で建設の方向に進んでおりますし、それぞれの町は単独でいくという流れの中でスタートしているところでございます。深川は校舎を新築しまして、そういう姿でやっているのですけれども、いわゆる広域という形でどこかに集中する形で全体的に動くという形の広域は今のところ想定はしておりません。ただ、妹背牛の人口推計がこのままいくという可能性も、新築あるいは改築の段階で検討の中に入れて議論することも必要性はあると思っておりますので、そのことに関しては議員ご指摘の点を踏まえまして、再検討の姿の中に少しでも反映させていきたいと考えております。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ございますか。

（何事か言う者あり）

○議長（渡会寿男君） 町民の考え方についてですか。

（何事か言う者あり）

○議長（渡会寿男君） 町長のほうから町民の意見の反映についてお願いします。

○町長（田中一典君） 教育総合会議の中で大きな流れについて議論するときは、町民の考えも一定程度必要になると思います。そのことに関しては担当の教育委員会と一緒に相談しながら多くの意見を、単なる教育施設ではなくて町の将来にわたっての大きな規模の施設でありますし、大きな関心を持っていただけたらと思います。これに関しては担当部局と相談しながら、どういう形がいいか検討させていただきたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今町長答弁いただいた町民の意見をどのように反映させるかということなのですけれども、なぜお尋ねしたかといいますと、前段で去年、施設整備検討委員会ですか、その場で町民会館、それから郷土館、この機能を持ち合わせた新校舎の建設といったプランもございました。このことについてどうなるかということは決定ももちろんされておりませんが、学校そのものだけではなくて、町民がストレートに使うよ

うな特に町民会館の機能を増改築になったとしても持たせ得るのかどうかというところは町民の関心事だということでお尋ねしたところなのですけれども、その辺について町長にもう一度お伺いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

町長。

○町長（田中一典君） 広田議員の再々質問に対してご答弁を申し上げます。

プランA、Bと仮に名前をつけますと、近場でいいますと北竜町が町民会館と学校、町民の活動に資するものと学校を、ある程度セキュリティーのために仕切るとはいえ同じ場所に造るという考えで策定に入っているところでございます。私たちの町も、プランAと申しますか、その中にそれを入れて策定した時期というか、過程もございました。それから、それこそ町民全部から聞いたアンケートの結果というはっきりした数字ではございませんけれども、各地区を回らせていただいた町政懇談会の席で、以前本州のほうであった池田小学校というところで外部から暴漢が入って子供たちが切りつけられるという、そういう事件があったという流れもございまして、お子さん方のセキュリティーに対して非常に緊張感を持った意見を出された地区もございました。それから、広田議員がおっしゃったように、ほかの地区では子供が少なくなる時期、少ない子供も妹背牛町民の仲間として一緒に育てていきたいという、そういうところと、できるだけ接触を持ちながら交流をしていきたいという別の地区の意見もございました。これは反対意見というものではなくて、両方とも同じ気持ちだと思っております。安全に教育環境が守られるということと町民と仲よく豊かに接していきたい、これは2つの大きな願いだと思っております。

北竜町はそういう方向で進む過程を踏んでいますけれども、妹背牛町もこれに関してどういうふうにしていくかということは今後、今のところ財政推計上は学校建設が、非常に大ざっぱな数字ですけれども、1つを廃校にして1つを建て替えるとなるとマックスで44億という、本当につかみのような話なのですけれども、これが出てきまして、これは単独の学校だけなのです。ですから、ここに町民会館の機能を加えますとさらに10億近くというか、何億かかさ上げされる。それから、延期している期間の中での積み上げで今回は2,000万、順調にいったとしても積めるのは大体2億ぐらいかなと考えているのですけれども、さらに引き延ばす、時期を後ろに持っていきますと子供の数がさらに少なくなるという推計が出てきます。ここら辺は痛みもありますし、このことに関しては担当課の教育委員会に耐力調査をいただいた後にしっかりやっていくつもりでおりますし、私たちとしては財政に関して厳しいものをどういうふうにしていくかということとすり合わせながらやっていきたいと思っておりますけれども、町民の関心、議論に関して、ただお金だけでこっちに行くということには、単に総合教育会議の中だけで決定して進むということには簡単にはならないと思っております。議員ご指摘のお話を中に盛り込みながら、どういうふう議論していくかということをごこれから担当部局と一緒に進めていきたいと思っております。

○議長（渡会寿男君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

続きまして、3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をいたします。

地域における今後の課外活動について、特に中学校の部活の休日地域移行についてということでお伺いいたします。6月1日の報道で道教委は、部活動の地域移行を円滑に進めるために部活動改革推進課を設置するということでした。対策などは書かれておりませんでした。以前より前進したことは変わらないと考えております。また、他県の情報では、休日だけではなく、部活そのものを地域移行するという考えでスタートしているところも出てきております。さらに、以前よりこの活動に対しましてはコーディネーターを設置することも認められておりますが、過去には広域の対応も含めて問題を解決しなければならないという答弁もありましたが、現在の状況をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

教育課長。

○教育課長（川上善樹君） それでは、中学校部活動の休日地域移行の進行状況についてご答弁申し上げます。

この部活動地域移行は、教員の負担軽減や部活の種目維持などを目的に、運動部、文化部ともに国が2023年度から本格的に取り組むもので、外部指導員を招く、市区町村や民間団体が運営するクラブチームなどに活動全体を委託する、教員が民間団体の指導者を兼業し、報酬を得て引き続き指導することなどを想定しています。まずは休日の部活動から段階的に地域移行し、将来的には平日への拡大も視野に入れていきます。文部科学省は当初、休日の部活動について25年度末までの移行達成を目指していましたが、自治体などから3年間での地域移行は困難との指摘があったため、昨年12月に地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す方針転換したところです。

次に、妹背牛中学校の部活動の加入状況ですが、野球部5名います。野球部は、雨竜町、沼田町、秩父別町、北竜町の5町での合同チームです。次に、男子バスケットボール部10名です。こちらは沼田町と秩父別町の3町、女子バスケットボール部4名います。こちらは滝川開成中学校と2市町での合同チームとなっております。ほかには、女子バレーボール部3名と文化系の吹奏楽部、こちらは6名の部員がいます。この2つの部活動は、合同チームではありません。その年度によって部活動への入部人数にばらつきがあり、単独でチームを組める年と組めない年が出てきます。現在の部活動への加入率は全体で54.9%です。

続いて、道内で先進している自治体は幾つかありますが、いずれも学校が複数校あり、指導者なども潤沢に存在する町になります。現在北空知圏振興協議会教育部会にて、沼田町が中心となり令和4年5月から始まり、これまで4回1市5町で協議をしております。雨竜町も野球で合同チームを組んでいることから参加しております。先月もこの件で専門部会を開き、各市町の状況や今後の進め方の確認をしておりますが、深川市以外は多くの

部活動が合同チームとなっており、具体的なものはまだ見えず、大きく前進というところまでは至っておりません。

課題として挙げられているのは、主に地域の受皿です。地域に移行した際に子供たちの監督、管理をする指導者が地域にいるかどうかということです。地域によっては教員よりもその部活動に関して高度なスキルを持った人材がいる可能性もありますが、多くの地域ではそうした人材を確保するのに苦勞することが予想されます。競技によっては指導者が全く見当たらない可能性もあります。また、合同チームにより人数が増え、自分の子供が試合に出る機会が減るという不満の声も保護者からは出てきています。今後も関係者間で協議を重ね、部活動の円滑な地域移行に向けていろんな可能性を探りながら進めていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

今後の進み方についてということで、部活動自体も合同チームが増えている。単独では進めなくなっている。今後予想される少子化において、うちの町では単独で進むことは恐らく無理かなという状態になっている中で、よその先進しているところのアンケートなどを読んでみると、まず子供たちの反応として、より専門的、技術的な指導を受けることが可能になる。可能な部活動にはない競技も選択できるようになる。人数などの枠にとらわれなくなり、参加できる大会が増える。人間関係を広げることができる。また、教員サイドの答えでは、授業準備やその他の業務に充てる時間を増やしたり、残業時間を減らしたりできる。プライベートを充実させることができる。経験のない競技を持つことがなくなり、ストレスや負担が軽減できるというようなアンケートが取られているようです。他方、費用や送迎など家庭の負担も大きくなるのではないかと。課長答弁の中にもありましたように、適切な人材が確保できるかななどが考えられています。考え方として、スポーツ系、文化系全てを一括で進めるのではなくて、種目には特性もあり、屋外でやるのがあったり、体育館でやったり、それから吹奏楽部のようなところも考えられます。そんな部活の特性を考慮しながら、一括ではなくて種目種目に合わせた進め方も必要ではないのかなということを考えます。あるところでは部活ごとに拠点校をつくり、移動はタクシー移動で行政負担で行っているというところも出てきているようです。いずれにしても子供たちのため、教員のため、地域のために広域で進んでいかなければならないと思います。そんなことを考えながら今後進まなければならない。

さらに、指導者確保というところに行きますと、指導者のライセンスというか、スポーツ庁で始めているのもあるようですし、いろんなところで競技に合わせた資格を取得できる。その中には、今はやりの体罰であるとか、勝利至上主事にならないであるとか、そういうようないろいろなカリキュラムも入っているそうです。ライセンスの取得ということも考えて人材育成をしていくことも必要になってくるのかな。当然スポーツ総合クラ

ブであるとかというのにも必要になるのかな。そんなことを考えますと、どうしても行政の指導力、それから金銭の負担の軽減だとか考えなければならない部分は多数出てくると思いますが、これから先の委員会の中で、前に別の町の一般質問にもあったようですが、うちの町でリーダーシップを取れるのか取れないのかというような考え方ではなく、それぞれの行政、地域、それぞれのところが自分たちの子供を育てるため、教員を守るために最善を尽くすためにどうしていかなければならないのかということを考えていかなければならないのかな。そんなことを考えながら、広域で問題を解決するための努力の方向を決めていかなければならない時期であると。

さらに言うと、今までにないダンスであるとかeスポーツであるとか、新たに要望が出てくる種目も増えてくるのかな、そんな気もしておりますので、今後さらに地域の連携、広域で方針を決めてというような作業が必要になると思われま。そんなことで、今言いましたリーダーシップということではなく、うちの町はこうしたいという確固たるものをつくっていかなければならないと思います。それには首長の力だったり教育長の力だったりが必要になると思います。地域の子供たちのため、教員のためということを考えて前に進めるためには、先ほど言いましたコーディネーターを利用するというのも必要になると思います。若干前進しているのは理解できますけれども、今後の方針をさらに質問したいと思います。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

教育課長。

○教育課長（川上善樹君） それでは、鈴木議員の再質問についてご答弁申し上げます。

まず、競技ごとの特性、運動部と文化系に対しましての答弁となりますが、運動系と文化系との主な違いという点では、運動系には総合型地域スポーツクラブのような受皿はあるのですが、文化系にはそれに類するものが少ないということが1点あります。ほかには、学校の体育館や校庭、グラウンドを活用する運動系とは異なり、音楽室など校舎内の特別教室の活用、学校外では文化施設の活用などが想定されております。また、紋別市なのですけれども、一昨年度国のモデル自治体として地域移行の方法を探っており、教員の負担軽減を目指す試みでしたが、運動系の部は責任の所在や運営方針の違いなどを巡って頓挫しております。文化系のみ先行して本年度も移行を継続しております。種目は、要望のあった茶道、琴、ダンス、書道の4種目です。運動系に比べて議論が少ない文化系を先行し移行しているのは、道内ではこの紋別市だけとなっております。このような事例からも、運動系と文化系を同時移行ではなく、鈴木議員のおっしゃるとおり、地域の実情等に応じて活動場所や指導者の準備ができた種目から順次スタートさせるということも視野に入れ、先進の自治体の動きを参考にしながら今後も協議を続けていきたいと考えております。

次に、自治体負担という質問もあったかと思うのですが、自治体負担の問題としまして

は、部活動の地域移行が進むことで、外部指導者への報酬だったり、活動場所への使用料などが発生します。また、合同チームの場合には、活動場所が学校から遠い場合、送迎も必要となります。そのときの送迎費用も発生をいたします。道内の先進の自治体では、2校以上の中学校による合同部活動に対して生徒の学校間移動に伴う安全の確保、送迎等に係る保護者や教職員の負担軽減を目的に、部活動学校間バス移動事業を展開しております。道外では、合同部活動の実施に当たり、会場までの生徒の送迎を乗合タクシーで送迎しているところもあります。市町によってはスクールバスを利用できる自治体もありますし、そこで保護者の負担も変わってきます。財政的に厳しい自治体の場合は、それらの費用は保護者負担になる可能性が高いです。困窮家庭への国からの部活参加のための支援金制度、年間2万2,000円になりますが、それでも家庭の経済状況によっては部活動に参加できる子供とできない子供が出てきてしまう可能性がありますので、こうした活動費の負担増や困窮する家庭へのさらなる費用の支援方策の検討も必要となってきます。本町の場合も財政は潤沢ではありませんが、送迎の部分ではスクールバスを利用できますので、その点では保護者の負担を軽減することは可能ではないかと考えております。

コーディネーターの話も出ていたのですけれども、現在北空知圏で話し合っている中ではまだそこまで進んではいけないのですけれども、専門的なコーディネーターの設置も当然これからは必要になってくると、そのように考えております。指導者のライセンスにつきましても重要なことだと思いますので、こちらについても協議を続けていくということになりますし、リーダーシップを取れるのかといいますか、取ってほしいという部分でも北空知1市5町で協議はしていますが、中心としては沼田町がやっているのですが、そこに頼らず、妹背牛町も自分が中心になるというような気持ちを持ってこれから地域移行に取り組んでいきたいと考えておりますし、新たなダンスですとかeスポーツ、種目も多様化してきておりますので、こちらにも対応できるように準備を進めていかなければならないと思っております。今後、アンケート調査も考えておりますし、先進地への視察も7月の末から8月上旬にかけて行う予定となっております。今その日程調整をしているところでありますので、先進地からもいろいろと参考になる意見をいただいて、妹背牛町としてもしっかりと前進していけるように今後も行っていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 今後進めていく中で、広域という部分は必ず調整が必要になる。例えばうちはスクールバスで行けますよと。隣も乗せてくれやと言われたときに、さあ、どうでしょう。その辺の調整が必要になってくる。その辺の調整を最後にできるのは首長同士の助け合いも必要になってくると思うし、教育長の力も必要になってくると思うし、コーディネーターの役割というところでは、現状既に合同で動いている部活動もある。その中で、どこの町がもうちょっと何を負担してくれとかという、そういう現状に合わせた

進め方も手伝いを願えるような役割も果たしてもらえないはずなのです。国からも積極的にコーディネーターを設置しようというのは、大まかな中には入ってくるという表現しかなかったのだけれども、認められている部分ではあるので、その辺も有効に使って前に進めるようにしていくべきかなと。また、コーディネーターの仕事として、先ほど課長の答弁にあったように、人数が増えて試合に出られなくなったというような話があったのですが、その辺の問題点の解消のためにもコーディネーターの設置というのは必要になってくると思うのです。広域になればなるほど監視役というか、勝利至上主義になったらどうしましょう。土日だけ指導をお願いしたときに、では平日はどうします。その辺の意見の取りまとめをしていくと、ひょっとしたら教員の負担が増えてしまうかもしれない。その辺の交通整理も含めてコーディネーターさんの役割はすごく大きいのかなというような気がしております。

ライセンスの費用負担ですが、調べると初級クラスで3万何がしかかかるのかな。5ランクぐらいあって、そこまで真剣にやると十数万の費用が必要になる。現状我々の地域ではどこまでの指導者のライセンスが必要なのかということも含めながら前に進んでいくべきなのかなと。サッカーなんかはサッカー自体でS級だとかライセンスがありますよね。あんなことまでは現状では進めないと思いますけれども、必要なランクのライセンスを取得するために自治体が頑張ってる人を育てる。いないから駄目ですではなくて、今後のために人も育てますと。育てた人間は何らかの形で恩返ししてもらえと思うのです。人を育てるといっても大事にしながら、行政負担も出てくるでしょうけれども、負担しながら人を育て、指導者を育て、子供たちを育て、教員も兼業になっても後々恩返しがしてもらえよう、そんなうまい循環になっていくように、これがチャンスだと思います。チャンスを生かすようにもう少し積極的になっていただくと、費用の面にしてもコーディネーターの面にしても、指導者、父母、子供たちというところで前に向くべきだと思います。取り残されるということはあるし、言葉は柔らかくなりましたけれども、いざれにしても移行せざるを得ないのは事実ですよ。移行しなければならなかったら移行できる準備をきちんとする。その辺も含めながら行政サイドの考え方を聞きたいと思っております。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（廣澤 勉君） 鈴木議員の再質問に対してご答弁させていただきます。

コーディネーター、またライセンスのこと等たくさんたくさん情報をいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど課長の答弁でも申し上げましたが、現在広域での検討を行っているところでございます。議員おっしゃられたようなことに触れますと、必ず地域移行するという方向では決めてはおりません。いろいろな意見等をいただいた中で判断したいと思っているので、それありきという発言に聞こえたので、その辺りは訂正した

いと思います。

まずはアンケートを実施しまして、7月の下旬から8月上旬に広域圏、先ほどお話しした中で……違いましたね。その前にアンケートを実施しまして、7月から8月にかけて先進地への視察も予定してございます。アンケートも生徒や指導者、保護者を対象にしますので、様々な意見が出てくることも想定されますし、自治体ごとの負担が異なるという部分で、子供たちはもとより保護者が地域によって不公平感を感じるということは大変大きな問題だと思えますし、逆に言えばうちの町ではこれだけ支援してみますみたいな単独で動くことにも少なからず問題があるということで、共通の認識を持った中で協議、検討を行うということで圏域での話し合いになっているところでございます。

いずれにしても子供たちにとってスポーツのみならず文化活動の体験格差があるということは非常に問題ですので、その辺りの解決策としても地域移行というのは検討の1つに当たると思います。繰り返しになりますけれども、部活動に関する現状の把握ですとか共通課題を改めて認識しまして、視察等を行って有効な情報を得ながら、引き続き他町と連携した中で圏域での協議、検討を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。なお、再開時間につきましては10時45分といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） （登壇） 通告に従い、質問いたします。

まず、学校図書を計画的に充実、整備するための予算について質問いたします。学校図書は、子供たちの主体的、対話的で深い学びを効果的に進める基盤としてその役割が期待されております。国は、学校図書を計画的に整備するため、1993年度から学校図書館整備5か年計画を策定し、必要な予算を地方交付税交付金として配分しています。令和5年、今年度は第6次学校図書館図書整備等5か年計画の2年目となりますので、次の3つの観点からお伺いいたします。

1つ目、妹背牛町の図書館の現状をお伺いいたしますが、小中学校の蔵書冊数と今後の整備の計画について。次に、妹背牛町の学校図書整備は学校図書ガイドラインに基づき行われていると思いますが、基準を設けて、望ましい運営、整理ができているのかどうかお伺いいたします。2つ目、教育委員会では、この第6次学校図書館図書整備等5か年計画

をどのように捉えて、計画に沿うようにしていくお考えなのか。3つ目、今現在の学校図書費の予算化は何を基準として行われているのか。妹背牛町の学校図書の地方交付税による予算配布措置はどのような状況なのか。これらの観点からお伺いいたします。

次に、令和3年9月議会におきまして妹背牛町のコンプライアンス体制に関しまして質問いたしました。主に地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインについて、不祥事に関しての公表、また公益者保護法に基づき通報に関する整理等を質問させていただきましたが、ご答弁の中で公益者保護に関しましては検討する必要がある、させてほしい内容だと答弁されておられますので、今年9月で2年が来ることから、これらに関しまして対応の整備は進んだのでしょうか。進めておられるのであれば、経緯と整えられた体制を具体的にお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

教育課長。

○教育課長（川上善樹君） それでは、質問に対しまして答弁をさせていただきます。

まず、学校図書室の現状の把握と計画的に整備する予算の考えというところですが、図書室の現状の把握ですが、年2回実施しています教育委員の学校訪問などで図書室を見ております。何か修繕等が発生しない限り、確認に行くということはありません。ご承知のとおり、図書室に限らず小中学校ともに校舎自体が古い建物になっております。学校からは、学校建設延期に伴い、施設の修繕や備品購入などの予算要望が上がってきています。来週になりますが、教育委員会、ほかには財務グループ、建設グループの担当職員で学校に足を運び、学校の事務職員より実際に現場を見ながら予算要望の説明を受けます。その際に図書室についても確認してくる予定となっております。今すぐに補正をして対応するというにはならないかもしれませんが、新年度予算に計上できるものは計上し、当然財政との協議は必要になってきますが、計画的に整備できるように進めていきたいと考えております。

次に、学校図書の現状についてご答弁申し上げます。現状としましては、平成5年に文科省で定められた学級数に応じた学校図書標準でいきますと、妹背牛小学校では6学年6学級で標準数は5,080冊になります。本年5月末現在では小学校で7,722冊の蔵書があります。さらに、この標準数には特別支援学級も含めることとなっておりますので、特別支援学級3学級を加えますと9学級、そうなりますと標準は6,520冊となりまして、特別支援学級を加えても標準数を満たしている状況です。また、中学校では3学年3学級の標準が5,440冊、これに対しまして本年5月末現在の蔵書数は5,510冊と満たしている状況にあります。しかし、特別支援学級4学級を加えて7学級にしますと標準が7,920冊になりまして、2,410冊満たない状況になります。この標準はあくまでも目安です。特別支援学級数につきましては年度ごとに増減しますので、必ずしもこの標準に達する必要はないと考えておりますが、先ほど質問の中にもありましたが、予算

化の基準としては図書標準を達成するための冊数の確保、また学校担当者からの要望などを確認して予算を計上しております。今年度の図書購入予算は小中学校それぞれ20万円となっております。

次に、地方交付税予算配分措置の件ですが、普通交付税の小中学校費については児童数、学級数、学校数により算出されています。令和4年度の場合は小学校が76万円、中学校が69万3,000円の交付税措置額になります。学校図書については学級数を測定単位として算出していますが、学級数を測定単位としてはいるものの、基準財政需要額は5月1日現在の学級数に補正係数を乗じた学級数に単位費用を乗じて算出をしております。この単位費用の中には新聞配備経費分も含んでいます。最近の新聞記事に、全自治体で措置した地方交付税額220億円のうち図書購入費に使われたのが57%、約126億円にとどまっているとの記事が掲載されていました。図書購入費として措置された交付税額に占める使用割合についても、2014年度の74%から7年連続で減少をしております。本町においても地方交付税で措置された図書購入費を図書購入に100%使っていない状況です。この交付金をどう使うかは自治体の判断となっており、単純計算でいきますと小学校で56万円、中学校で49万3,000円が他の目的に使っているということになります。決して学校の図書購入に力を入れていないわけではなく、優先順位をつけながら学校予算の配分を行っております。

次に、5か年計画に対するの答弁となります。文科省が策定しました第6次学校図書館図書整備等5か年計画では、図書館に新聞を複数紙置くよう各教育委員会に通知しています。これは、選挙権年齢の18歳以上への引下げや令和4年度からの民法に規定する成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が発達段階に応じて現実社会の諸課題について多面的、多角的に考察し、公正に判断する主権者として必要な資質、能力を身につけるための措置であります。目安とされる部数は1校当たり小学校で2紙、中学校3紙とされています。本町の小学校では北海道新聞、北空知新聞、子供新聞、子供新聞は読売と朝日と2つ取っていますので、小学校では現在4紙となります。中学校では北海道新聞、北空知新聞の2紙を取っています。子供新聞については、小学校に入って玄関ホールがあるのですが、そこに子供新聞は置いてあります。ほかの新聞につきましても必要に応じ閲覧できる状態となっております。また、学校図書館図書標準の達成に向けても、社会の変化や学問の進展を踏まえた、児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図っていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（北口信彦君） それでは、議員ご質問の2点目、本町におけるコンプライアンス体制についてご答弁申し上げます。令和3年9月開催の定例会での回答と一部重複する点があるかと思いますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

まず、コンプライアンス体制につきまして改めてご説明申し上げますが、その多くが法

令等の遵守義務を定める地方公務員法に従っている中、本町では職務上のルールを定める職員服務規程のほか、法令違反など適正な処分を科すための職員分限懲戒審査委員会規程並びに職員懲戒の手續及び効果に関する条例あるいは交通事故等に対する処分基準など関係規定を設けてございます。現時点ではコンプライアンスに限定した条例等は制定しておりませんが、コンプライアンスの推進という面では、職員研修の実施など法令遵守はもとより倫理の向上に努めることでその体制を保持するよう取り組んでございます。また、近年特に重要度を増しているハラスメントに対する体制といたしまして、緊急度の高い案件と判断し、町職員のハラスメントの防止に関する規定を昨年12月に規定、本年1月より施行してございます。本規定により、各種ハラスメントに対する相談窓口や対策委員会などを設置、必要に応じて懲戒処分など必要な措置を講ずることができるよう体制を整えたところでございます。

次に、公益通報者保護に関してでございますが、昨年6月に公益通報者保護法が改正、新たな指針の公示に伴い、地方自治法の規定に基づく技術的な助言としての公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に対するガイドライン、内部の職員等からの通報が提示されております。公益通報等に関してはその必要性を認識しておりますが、関係規定の整備だけではなく、対応窓口などの体制も併せて整備をする必要があるため、本町の規模に合った形を整えることが必要と考えております。そういったことを踏まえ順次検討、準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） まず、学校図書の件について、冊数、それから標準、備えといえますか、学校における図書館の冊数も答えていただきましたけれども、私がお聞きしたかったのは、予算化をして今すぐ整備をやってくださいと言っているのではなくて、まず蔵書に対しまして課長の答弁では冊数を満たしているとお答えでございましたけれども、基準として標準の達成割合は今課長は満たしていると言われましたが、古い図書の保有というのが行われている現状もあると思います。選定基準とか破棄基準の策定はあるのかどうか、それも加えてお聞きしたいと思います。

文科省が令和2年度に調査を行っております。学校図書館図書標準の達成状況という調査でございます。妹背牛のそのときのお答えは75%から100%以下、あとちょっとで100%達成できるかというところだったと思います。北空知で見ますと、学校を新しく統合した雨竜町、それから学校を新築された沼田町のみ100%の達成ができております。深川は中学校が2つございますが、1つが100%の達成でございます。ただこれは、数字の上で100%達成したらよいというものではなくて、古い図書が修繕しながら使われていたり、古いままの情報がその本に込められていて新しく更新されていなかったり、そ

ういう現状もあるそうですので、きちっと選定基準、それから破棄する基準、それを設けて図書館の運営をやっていただきたいというのが文科省の1つの指針でございます。それに対してはいかがでしょうか。

それから、昨年学校図書整備施策に関するアンケートがございました。小学校1校当たりの図書購入策定額や新聞配備の予算化があるかどうか、予算化していたら、先ほど課長がホールに子供新聞は置いてありますよと言われましたけれども、確かに新聞を買っておられるのですけれども、図書館に置いていないのです。アンケートに答えておられるのですが、妹背牛はそのときに答えられていません。近所の自治体で答えておられるのですが、新聞を買っています。どこにあるのか分かりません。もしかしたら職員室かもしれませんし、校長室かも知れません。ホールにあるかも知れませんが、図書館には置いていないということです。ですから、予算化していたら図書館用かどうか、それがアンケートではなかったということです。

このアンケートに関して、先ほど言いましたように残念なことに妹背牛は白紙でございました。アンケートを見落とされたのか、出さない自治体が多いからいいと思ったのかもしれませんけれども、図書館のことにしましては、先ほど課長が読売新聞ですか、読み上げておられたように、新聞で取り上げられたり教育新聞なんかで取り上げられておりますので、文科省も30年たっていますから、今回6次におきまして図書館の達成率を100%にする、非常に力を入れている部分だと思います。第6次についての調査は令和7年に行われますので2025年になりますが、実施予定だそうですので、それに向けての整え方というのは大事になってくるかと思えます。

今までは、先ほどお答えいただきましたように新しい学校建設に向けて、そして義務教育学校に向けて様々な整備が後回しにされました。先送りされたことですが、現実的に学校建設は白紙に戻ったような状態です。ですので、学校図書館1つを取ってみても学校をどのように変えていくのか、よりよくどのようにしたらいいのかというところが問題になってくると思いますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、10年前なのですが、図書館計画のスローガンは、学校図書館は読書と学習と情報の場であるから、使いやすくなったよねというのがスローガンでした。翻って考えてみますと、小学校も中学校も2階にあたり、1階にない図書館、そういうところからも使いやすい図書館を目指して入る必要があるように感じます。学校経営は校長先生による裁量権がありますので行政側から働きかけられないという面もあると思いますが、教育委員さんの守備範囲ではありますが、そういうところも踏まえて臨んでいただけたらなと思います。

先ほど教育長にお考えをお聞きしたのが1点でございますが、図書館、そして新聞整備、もちろん第6次は学校司書配置ということがございますが、私どものような自治体では大変難しいものだと思いますが、最初の図書の充実と新聞の整備ということは実現できることだと思います。この件に関して教育長はどうお考えかお聞きしたいと思います。

もう一点なのですが、今までは教育委員会と学校で一体となって学校図書の計画整備を進めることが重要でしたが、法律が変わりまして、この構図だけでは済まなくなってきました。先ほどから何度も出ておりますが、教育総合会議において町と協議、調整する場ができました。そこで決められる教育大綱に学校図書整備計画を位置づけるとか、そういうことも可能になってまいりましたので、これに関しても教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（渡会寿男君） コンプライアンスはいいのですか。

○2番（渡辺倫代君） すみません。コンプライアンスに関して先ほどご答弁いただいたのですが、今回の通告では公益通報者保護に関してその体制は進んだのでしょうか、それを1点お聞きしたかったわけです。もちろんコンプライアンス体制についての条例とかそういうことはお考えになっておられるのでしょうかけれども、一番重要であると考えるのは、それに対して公益通報者の方が保護される体制、それを早急につくっていただきたいという思いがありましたので、その件について質問させていただきました。それに対しましては、自治体の規模とかもございましてこれから窓口も含めて対応するというございでしたが、国からも再三ガイドラインが来ているように、体制を整えていくということが一番大事だと思いますので、具体的なものができていないのかもしれないけれども、考え方としてどうなのかなということをもう一度お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

教育課長。

○教育課長（川上善樹君） それでは、私のほうから、まず図書の購入、廃棄の計画についてご答弁申し上げます。

小学校の場合なのですが、購入の際に購入希望や分類などにより購入計画を立て、2期に分けて購入し、書籍登録、ラベル貼り、バーコード貼りをして管理をしています。廃棄につきましては、購入年度と破損状況に応じて廃棄し、年度内に除籍時の管理をさせています。次に、中学校です。中学校では前期と後期に分けて購入計画を立てています。廃棄については、新刊を入荷したときに古い図書から順に廃棄をしております。小中学校ともに図書の点検整備では、3月をめぐりに図書原簿及び分類簿の照合、点検、破損図書の修理などについては必要に応じ行っております。

次、2点目の学校司書教諭の配置についてご答弁いたします。1997年に学校図書館法が改正されまして、全国の学校に司書教諭が配置されることになりました。これにより12学級以上の学校には司書教諭を必ず置くことになり、11学級以下の学校には当分の間司書教諭を置くことを猶予されていますが、次第に置かれているようになっています。本町の学校司書教諭の配置ですが、小中学校でそれぞれ1名ずつ学校司書を配置しています。これはメイカになります。司書の役割としては、子供たちの読書習慣の定着を図るた

め、また授業における図書の活用や、児童生徒が図書に興味関心を持つきっかけをつくるとともに、朝読書、家庭読書を推進することで読書時間の増加や読む力の向上に努めていくこととなります。学校司書の位置づけとしては学校図書館の専門的業務を行うというふうにされていますが、本町のような小規模校では難しく、学年担任や教科担任が兼務発令されているのが実態であります。それぞれ業務多忙な中図書館業務に携わっているということをご理解いただきたいと考えております。また、小中学校ともに学校経営計画の中で学校図書館の全体計画を示し、ガイドラインに基づき学校図書の購入、廃棄を実践しております。

もう一点なのですが、先ほどアンケートの話がありまして、新聞配置、どこに置いていますかというところで子供新聞は小学校の玄関ホールと申しましたが、ほかの北海道新聞と北空知新聞については図書室には置いていなく、今は職員室に置いてある状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 教育長。

○教育長（廣澤 勉君） 私のほうから答弁させていただきます。

今課長のほうから答弁させていただきましたが、改めて私が思うところとしましては、国の関係機関の研究結果によりますと、読書により想像力が育ち、語彙力や集中力、読解力、コミュニケーション能力も上がり、さらには読書量が多い子供はそうでない子供よりも意識、非認知能力や認知機能が高い傾向があるというふうに言われてございます。このことから読書の重要性が唱えられているというふうを考えてございます。ただ、昨今、映像配信などの大幅な普及によりまして、以前にも増して活字離れが進んでいるというのも事実であります。そのような状況の中で、本に触れ、読書を習慣化することの難しさを感じているところでもあります。

当然学校においては学校経営計画の中で、国からのガイドライン等の通知を踏まえた中で読書に関するいろいろな取組をしているところでございますし、教育委員会としましては現場を見ながら学校と協議して進めていかなければならないことだとは思いますが、委員会としましては学校だけではなく、例えば町民会館の図書室における図書購入費を計上しまして小中学校向けの図書も購入しておりますので、学校に頼るだけではなく、いろいろな機会を読書に接することを考えているところでございます。引き続き子供の読書の機会を身近につくり、学校とも連携を図りながら、司書教諭の配置等も含めて様々な読書に関する取組を推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 副町長。

○副町長（滝本昇司君） 公益通報に関する再質問についてご答弁申し上げます。

先ほど総務課長より答弁しましたが、公益通報に関しては充分その必要性を認識してございます。今後、対応窓口など体制等の整備が完了した時点で条例等の制定も前向きに考

えたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） 学校図書に関してでございますが、子供の読書量はこの30年で徐々に増加しているそうでございます。活字離れが言われて久しいですが、そう言われたらそうかなと思ってしまいますけれども、長年国の法整備とか取組、そして各学校での一斉読書や朝読書などの効果もあって、読書習慣とかの増加に寄与しているのではないかと思います。

今回、各学校の先生方にも10万円、小学校、中学校図書費には20万円、そして先ほど教育長が言われましたように町民会館の図書購入費に50万円、この小さな自治体で納得のできる金額だと思っております。ただ、先ほど言われたように国で定められた1学級につき4万700円ですか、中学校は1学級掛ける6万何がしですね、その金額が地方財政措置されるということがありますので、それは意識していただきたい。予算書を見て20万円だと思えますし、私たちが教育委員のときに学校訪問に行きましたときにもうちちょっと整備してほしいなと思っても、20万円の中で一生懸命頑張っておられるのだというも重々分かっております。ただ、今回この質問をさせていただきましたのは、意識していただきたい。地方交付税措置として国から来ている。意識して計算して、予算要求してほしい。教育委員の皆さんにも分かってほしい。そういう中で質問させていただきました。

もちろんこれでいいのだということではないです。しかも司書というのをこの小さい町で人材を1人雇わなければいけないというのは大変なことです。そういうことは分かっております。私たちが数字を見ているときにA4で示されて下まで見ましたら、ペペルの温泉であれば何千万の赤字補填がある、それが毎年続いている。そういう中で、子供たちのこのぐらいの予算はきちっと確保してほしい。それは本当に思いがございました。学校の新築が先送りになったということでございますので、どのように学校をよりよくしていくのか、その決意といいますか、教育長の方針といいますか、最後にそれをお聞きしたいと思います。

次に、コンプライアンスの件に関しましてですが、セクハラとかパワハラとかの言葉がなかった時代を思い出すまでもなく、正しいことが言えない組織であってはならないと思います。整備する必要があると思ったので、令和3年のときに質問させていただきました。町長も、ふだんでしたら努力するとか頑張っていきますという言葉が多いのですが、そのときは検討する、検討してほしい内容だというお答えをいただきました。御存じのように検討するというお答えの場合は、ある一定の期間を決めて結果、答えを出さなければならぬ答弁の仕方でございます。それは、どんな答弁書を書くとかそういう本にもいっぱい書いてございます。それで今回、2年過ぎましたので、質問させていただきました。

公益通報は職員が物を言える環境や立場を保証するということだと思いますので、不正な事案、小さなことでもそれが許される組織であっては皆さんの意欲の低下を招きますし、安心して働けるモチベーションの維持を保つことができないということもございます。ですから、先ほど副町長言われたように通報窓口の整備ということを考えて、原則公開のことは今回はいいのですが、条例の整備もございまして、町長の意欲といいますか、トップの意識が一番問題であると思いますので、その辺りを町長から伺いたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（廣澤 勉君） 議員の再質問に対してご答弁申し上げます。

学校図書に関しましては、議員おっしゃられるとおり地財措置をされているということで、その辺りのことを改めて意識して、小中学校とも共通の認識を持った中で業務に当たりたいと思いますし、先ほど再質問の答弁のときにもお答えしましたが、読書の意義というものも改めて考えながら、子供たちの情操的にも有効であるということが唱えられておりますので、これらを踏まえた中で充実した学校図書における蔵書に努めたいというふうにご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

（何事か言う者あり）

○議長（渡会寿男君） 教育長。

○教育長（廣澤 勉君） この件に関しましては、教育委員会の会議のみならず総合教育会議、町と教育委員会が双方で協議すべき内容だと思っておりますので、その中でも充分検討を図っていききたいというふうにご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 町長。

○町長（田中一典君） 渡辺議員さんの再々質問に対してご答弁を申し上げます。

公益通報者保護制度に関しましては、先ほど副町長より答弁ありましたとおり、その必要性は充分認識しております。2年前からのんびり放置していたわけではなくて、昨年の6月に公益通報者保護法が改正されまして、さらに一段と守られる形になってきたかなと。これも横目で見ながら進めていきたいということで、まず法整備、それから体制、窓口ですよね。窓口にちゃんとたどり着けるように、キャッチアップできるようにするということが私は最初から大切だと思っておりましたし、職員が正しいと思ったことをきちんと伝えられる場所が安全に確保されるということが職場として一番大事だと思っております。そこは議員と全く同じ気持ちでございます。ですから、その体制を準備した段階で早急に条例として生み出して、安心できる体制の根本に据えていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で2番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたしたいと思います。なお、再開につきましては午後1時30分より再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、休憩をいたします。

休憩 午前 11時22分

再開 午後 1時30分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） （登壇） 田中春夫です。発言通告に従いまして行います。

1つ目、自衛隊への名簿の提供について、本町においてどのように対応しているのか。自衛隊は全国各地で頻繁に起きている重大災害の人命救助で大きな献身的な役割を果たしていることから、心から感謝するものです。自衛隊の存在は、憲法の前文では、政府の故意により戦争をしない、武器を持たないとうたっていることに照らしていかげなものかと。北海道新聞6月5日付、自衛隊への6万人名簿提供の大見出しで、自衛隊募集に協力する目的で18歳から32歳の計6万2,000人の名簿や名前などの情報が提供されていると報道されました。札幌、旭川、千歳の3市は18歳から22歳、帯広は18歳から32歳の市民についてそれぞれ住所、氏名、生年月日、性別を名簿化し、昨年5月から6月に紙や電子媒体で自衛隊に提供しています。本町での個人情報閲覧と転記状況について、年齢ごとの提供人数及び名簿提供を望まない町民の除外申請はどのように通知されているのかお伺いします。

2つ目は、マイナンバー保険証、保険診療を確実に。4町担当の倉林明子議員は6月8日の参院厚生労働委員会で、改定マイナンバー法による健康保険証の廃止で、資格がありながら現物給付、保険証の提示により3割などの移行期間で診療が受けられる給付による保険診療が受けられないことはあってはならないと対策の徹底を求めました。健康保険証の廃止に伴い滞納者に発行している短期保険者証、短期証も廃止される問題を取り上げ、マイナンバー保険証か資格確認書によって現物給付が行われ、これまでどおりの受診が可能なのかお伺いします。

3つ目は、後期高齢者医療制度、75歳以上の医療費窓口2割負担についてです。昨年10月に原則1割の75歳以上医療費窓口負担を一定所得以上は2割とし、中には受診抑制が起きています。本町で一定所得制限で対象になる方はどのくらいいるのかお伺いします。受診するために生活費を切り詰めるなどの高齢者の実態があります。本町として実態を把握しているのかお伺いします。

再質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 私から田中議員の3点のご質問にご答弁申し上げます。

最初に、1の自衛隊への名簿提供についてご答弁申し上げます。自衛官募集事務は市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法第97条第1項で、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定され、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提供を求めることができると規定されてございます。また、令和3年2月5日付防衛省、総務省連名通知において、自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることは住民基本台帳法上特段の問題を生じないこととされてございます。以上から、自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に利用するため、住民基本台帳の一部の写しを用いて自衛隊へ情報提供を行うことは、法令に基づく情報提供と解釈されてございます。

ご質問の本町の対応につきましては、自衛隊に対し、自衛隊法等に基づき、個人情報の適切な管理の徹底を求めた上で、令和4年度からその年度に18歳及び22歳になる方の氏名、生年月日、性別、住所の住基4情報を紙媒体により提供してございます。令和3年度までは自衛隊職員が役場で住民基本台帳を閲覧し、住基4情報を書き写すことにより提供を行ってききましたが、通知により住民基本台帳の一部の写しを用いることが住民基本台帳法の運用において可能であることが明確化されたことから、令和4年度から提供方法を変更したところでございます。年齢ごとの提供人数につきましては、令和4年度は18歳14人、22歳11人、令和5年度は18歳17人、22歳10人となっております。除外申請につきましては、自衛隊にご自身の個人情報の提供を望まない方への配慮として、除外申請の手続をすることにより自衛隊へ提供する情報から除外する制度を設けている市町村もございます。現在本町では除外申請の制度は設けてございませんが、近隣自治体の動向等を注視しながら検討したいと考えてございます。

次に、2のマイナ保険証についてご答弁申し上げます。令和6年秋に現行の健康保険証を原則廃止してマイナ保険証に一本化することなどを盛り込んだマイナンバー法などの関連法改正案が6月2日に成立しました。関連法では、カードの申請、取得は義務ではないため、申請したくない人や申請が困難な高齢者などマイナンバーカードを取得しない人でも保険診療を受けられるよう、本人からの申請に基づき保険者が資格確認書を発行する制度を盛り込むとともに、施行後も最長1年間は現行の健康保険証を使える特例措置を設けてございます。

ご質問のマイナ保険証か資格確認書によって現物給付が行われ、これまでどおりの受診が可能になるかのご質問につきましては、保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず原則1年以上の保険料を滞納している被保険者については現物給付が行われませんが、それ以外の方、滞納がない方及び滞納が1年以内の方についてはマイナ保険証でも資格確認書でもこれまでどおりの現物給付による受診が可能となります。なお、厚生労働省では、保険料滞納から1年以上経過で機械的に対象とするのではなく、1

年に至る前の段階から滞納者への納付勧奨や納付相談など保険料納付に資する取組を行ったり、災害や病気、負傷など保険料を納付することができない特別な事情を適切に把握するなど、引き続き慎重な運用を市町村に求める方針とさせていただきます。

続きまして、3の後期高齢者医療制度についてご答弁を申し上げます。後期高齢者医療制度につきましては、これまではかかった医療費のうち、現役並み所得の方は3割、それ以外の方は1割を医療機関の窓口でお支払いいただきましたが、令和4年10月1日から1割負担の方のうち一定以上所得のある方は窓口負担が2割になってございます。これは、後期高齢者の医療費のうち窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担となっており、今後医療費増大が見込まれる中、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来につないでいくための見直しとなっております。窓口負担が2割となるのは、世帯内の後期高齢者のうち課税所得が最大の方で、その課税所得が28万円以上かつ高齢者が1人の場合は年収200万円以上、2人以上の場合は年収合計で320万円以上の方が対象となります。また、施行から3年間、2割負担になる方については、窓口負担の引上げに伴う外来診療の自己負担増加額、いわゆる増える額になりますが、1か月で3,000円までに抑える配慮措置が講じられてございます。

ご質問の本町の一定所得制限で対象になる方につきましては、令和4年10月1日現在68名の方が2割負担の対象となっております。実態の把握につきましては、2割負担の方だけの医療情報を抽出することができないため、医療動向をデータ等により分析することはできませんが、後期高齢者全体の医療情報を見ますと、通院の件数が前年比で増加していること、配慮措置の該当になった場合高額療養費で支給されることとなりますが、その高額療養費の支給件数が前年比で増加していることなどから判断いたしますと、受診抑制が起きているというような状況にはないと思われまます。また、町に対して2割負担になったことにより受診抑制をせざるを得ないなどのご相談やご意見等を伺ったことも今のところございません。現在は、配慮措置によりまして、全てが負担増となっている状況にはございませんので、今後も医療情報等の動向に注視しながら経過を見ていく必要があると考えてございます。

以上3点のご質問についてご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） 個人情報についてですけれども、個人情報条例に基づいていろいろとされていると思うのですけれども、実際に相手方というか、の人に意思を確認しているのかどうかお伺いします。

2つ目は、新聞でも載っていますけれども、実際に医療現場だとかそういうところで、本町で起きているかどうかという実態はつかんでおりませんけれども、オンライン資格確認書を導入した医療機関でトラブルがあったことが明らかになっていると。そのうち一番

多かったのは、無効、該当なしと表示され、被保険者の保険資格が正しく反映されていない。オンラインで資格確認ができず無保険扱いで窓口負担を10割請求された場合、どのような対応を考えているのかお伺いします。トラブルが実際に起きている中での状況だと思います。

それから最後に、後期高齢者の医療費を巡る国庫負担の比率とか、現役世代の保険料負担の上昇を抑制するためといいながら、国庫負担こそ増やすという、そういうところを国に向かって言うべきではないかということをお尋ねして、再質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） それでは、田中議員の再質問についてご答弁申し上げます。

最初に、1点目の自衛隊への情報提供の関係でございますが、自衛官等募集案内を发出するために募集対象者の情報を提供すること自体に、本人の同意は現在必要とはされてございません。そのため本人への意思確認はしてございませんが、本町では他市町村の状況を踏まえ、情報の提供を望まない方への配慮として今後情報提供に向け除外制度を運用できるように検討したいと考えてございます。

次に、2点目のオンライン資格確認等に伴う無保険扱い等の例の関係でございますが、マイナ保険証の利用時にシステム等の不具合によりまして無保険扱いとなった場合でも、患者に求める自己負担が医療費の10割とならず、これまでどおり3割とするなどの方針を厚生労働省では明らかにしてございまして、医療機関に対しそれらの取扱いを通知する方針も示してございます。新聞報道等でそれらのケースが発覚してございますが、今後につきましてはこれらの方針から改善が図られると思っております。

3点目の後期高齢者医療制度のご質問であります。現在の保険制度は国、地方自治体、それと加入者それぞれの負担割合に決めがございまして、それぞれの保険料により負担の方法が決められてございます。国の負担につきましては、現在他保険等を参考にし、同等程度の負担となるような措置となっておりますので、今後全体の負担のバランスの見直し等が行われる等のお話は聞いてございませんので、国としては現在のままの負担方法、加入者の負担を踏襲するものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○8番（田中春夫君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

続きまして、6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） （登壇） それでは、通告に従いまして一般質問を進めてまいりたいと思います。

コロナも第5類になりまして、4年ぶりにですか、私も音江小学校と留萌小学校に先週、先々週と孫の運動会を見に行ったところでございます。運動会を見る限り父兄の方全員が

マスクされているのかなど。私は地元の学校でないから、深川の場合もおじいちゃん、おばあちゃんで見ている方がいるから、それに見習って遠くから見たわけです。お名前は分かりませんが、その中で会ったご家族が、おじいちゃんが大変初孫の運動会を楽しみにされていたと。そのおじいちゃんが昨年脳梗塞で倒れられて寝たきりになってしまったと。頭のほうは若干ひどくはなっているのですけれども、孫の運動会を見たかったと言って泣いていたと。そのおじいちゃんも大人用のおむつと、介護ベッドも自宅に入れられてご家族が介護されていると。そういうふうなお話を聞いた中で、今回の質問なのですが、大人の介護に関わるおむつ、そして乳幼児に関わるおむつ、この2点について今日はお話ししたいなと思ってございます。

我が国は世界的に例を見ないほどのスピードで人口減少と高齢化がどんどんと進んでございます。本町の第9次妹背牛町高齢者福祉計画と介護保険計画ですが、本町の人口も平成30年には2,986人、令和2年に2,840、令和7年には2,535人に達すると見込まれているそうです。午前中にも広田議員へ答弁をしているかと思えます。今年の4月末の時点では本町は2,667人でございました。逆に高齢化率を見ると、平成28年には44%だったものが令和2年には47.4%、およそ34ポイントの増加が見られてございます。全国値と比較すると本町の高齢化率は非常に高く、全国で28.4%、本町は46.5%にもなるわけでございます。平成27年の調査でございますが、本町の高齢者のいる一般世帯は812戸で、一般世帯に占める割合は64.1%となっております。

そこで、1つ目の質問でございますが、本町で要介護4または要介護5と認定を受けた高齢者の方、その中で在宅、また施設に入所されている方は何人いるのか人数をお教えいただきたいと思えます。また、紙おむつを必要とされている方の状況についてもお伺いしたいなと思ってございます。2つ目に、先ほども申し上げた乳幼児のおむつのことについてお伺いしたいと思えます。本町は乳幼児のおむつの支援というものがないと思ってございます。これから先、乳幼児に対してのおむつの助成、また現物支給等々について検討されているのかお伺いしたいなと思ってございます。

以上2点について、再質問を留保し、終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（愛山智弘君） それでは、佐々木議員の質問に対してご答弁を申し上げます。介護保険に関するものにつきましては住民課が所管となりますが、情報をいただいておりますので、私のほうでまとめて説明させていただきます。

まず、1点目の要介護4または要介護5と認定された高齢者数についてでございますが、令和5年5月末現在施設入所されている方で要介護4が16名、要介護5が9名、計25名となっております。それから、施設介護以外の在宅介護の方は要介護4が9名、要

介護5が5名、計14名となっておりますが、在宅介護の14名のうち11名の方が医療機関などへ入院しているため、実際に在宅で生活している方は3名となっております。

また、紙おむつを必要な方の状況についてでございますが、介護保険の施設入所者の使用状況については把握しておりませんが、入所者のおむつ代は介護保険の給付対象としているため、一定以上の所得でない限り1割負担の中に含まれてございます。また、在宅において生活されております3名の方については、紙おむつや尿取りパッドなどの何らかのものは使用しているのではないかとお考えです。また、重度の障がいのある方については、上肢や下肢、体幹機能に著しい障がいを持っておりまして在宅にて生活している方は現在2名おまして、障がい者施策であります地域生活支援事業の日常生活用具給付事業により、紙おむつの場合1回の申請で6か月分を申請することができ、自己負担については本人の収入の状況により決定され、2名とも自己負担なしで長年在宅で生活されております。

続いて、2点目の乳幼児のおむつについての支援でございますが、現在発売されておりますおむつはたくさんの種類があり、それぞれのメーカーによって特徴があつて、赤ちゃんの成長に合わせてその子の体の大きさに合ったサイズが必要であるため、おむつを現物支給するのは在庫管理も含めて難しいものと思っております。本町においては子育てのほか様々な助成制度を実施しておりまして、子育て関連では出産したときに助成しております出産育児支援では第1子と第2子では20万円、第3子では30万円を支給、また昨年度から実施しております出産・子育て応援給付金では妊娠届出時に5万円、出産届出時に5万円を支給しているなど、子育て関連やそのほか様々な助成をしておりますので、検討していない状況であります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） 課長によって私の質問に内容的に大変詳しく答弁いただいて、感謝申し上げたいと思います。

2点目なのですが、前段の要介護4、5の在宅介護の人について、人数的には先ほどおっしゃられたとおり少ないなと思つて、決して喜んでいいような問題ではないのですけれども、このたび6月からですか、北電の利用料金が23.数%上がった中で、負担率というのは大きな負担になってくると思うのです。赤ちゃんにしろ高齢者にしろ、室内にエアコンをつけられている方が非常に多い。これは事実なのです。今まではエアコンなしでも北海道は充分住めたわけなのですが、ここ数年は地球温暖化という中で夏場は非常に暑くなつてはいるのですが、家庭ではルームエアコンをつけている。そうやってつけた中で北電の値上げ。泊の原発が動けば解決するようなお話をされる方もいますけれども、現時点では2割以上の料金の値上げ、一月6,000円でしたか、それぐらい上がっていく。乳幼児にしろ、介護されている家庭においては非常に負担が大きいなと思つてございます。町

としてももう少し考えた中で、町独自で何かできないかなと思ってございます。充分過ぎると思う人もいるかと思うのですが、先ほど言ったお年寄りで4、5となっている方に対して、また乳幼児は生まれてから1年までは何かするというような町として特化したような考えはないのか、そこのところを、しつこいようですが、もう一度聞きたいと思います。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（愛山智弘君） それでは、再質問に対しましてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、高齢者への支援についてでございますが、在宅にて生活されている方への支援については、道内で助成している自治体の状況を見ますと、要介護4及び5の方で住民税非課税世帯を対象とした助成をしている現状でございます。これを本町の対象者に例えますと、先ほど申し上げました在宅で生活されています要介護4、5の方が3名おりましたが、かつ住民税非課税世帯となると2名という状況になります。また、本町におきましては、要介護または要支援の認定を受け、住民税非課税世帯で町が指定している訪問サービス、通所サービス等の在宅サービスを利用している方に対して利用者負担額の2分の1を助成しておりまして、おむつという名目ではございませんが、在宅で生活しているサービス利用者に対して手厚い助成を既に実施しておりますので、これ以上の支援については検討していないのが現状でございます。

続いて、2点目の乳幼児の関係でございますが、ほかの自治体においておむつ代に係る助成制度を実施している内容については、領収書を提出して、月の限度額の範囲内において助成をしたり、引換券を交付して、指定されたお店で交換をするといった内容が多いような状況でございます。出産時における本町の助成制度につきましては先ほどお話しさせていただきましたが、本町には結婚、妊娠、出産、保育時、学校給食、中学生までの子育て水道助成、高校通学、高校生までの医療費助成など子育てに係る助成を幅広く実施しておりまして、特に出産育児支援については助成をし始めた当初、第1子、2子においては5万円の商品券を交付しておりましたが、住民からの要望で、商品券をいただいてもおむつを購入できるお店がないということとか、ごみ袋の助成をしてほしいなどのご意見もありまして、一つ一つ細かく助成するのではなく、そういった要望も含め令和2年度より5万円の商品券と、さらに現金15万円を助成し拡充しているため、おむつに係る助成については検討しておりませんが、来年度が子育て支援事業計画の改定の年であるため、今年子育てしているご家庭に対しアンケートする予定でありまして、保護者の方のご意見を聞きながら今後の施策を検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） 非常に前向きな施策の考えを持っておられることが今課長から示されて、非常にいいな、来年度のことを楽しみにしたいなと思ってございます。

そこで最後に、今まで町長に関しては、新しい子供たちとお母さん方が集う場所、画期的なことをやられているなと思ってございます。本町の子育て支援とその内容について、本町はよその町よりもそういう支援に対しては自慢できるような支援をされているなと思ってございます。最後に、子供の数というのが年々減っている中でかなりの支援をされているのですが、町長として先ほど申し上げましたとおり画期的な発想をこれからまた考えて、ほかの町村にないような施策を打ち出す考えはあるのか、その1点だけお聞きして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

町長。

○町長（田中一典君） それでは、画期的など言われましたが、議員の再々質問に答弁させていただきます。

社会問題といえますか、高齢者の問題も乳幼児の問題も動きのある時代の問題でして、ここまでやったからうちの自治体は完璧なのだ、これで終わりですよ、あるいはこれだけ出しているのだから細かいことは言わないでちょうだいとか、そういうふうにして終わっていく問題ではないのです。常に動いていく問題なので、そういう意味では終わりがある問題だとは思っておりません。ただ、財政的な縛りもございまして、何が一番求められているかということを担当課と一緒に、ある意味では横断的に時代が何を求めているかということも勉強させてもらいながら、今回はおむつという切り口で近づいてもらったのですけれども、現状は現金、商品券という形の中で展開しております。ただ、タイミングいいといえますか、ちょうど子育て支援事業計画の改定の年度でございまして。この中でまた多くの議論をさせていただきながら、妹背牛町ではどういうふうに子育てにアプローチしていくか、ご意見賜りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡会寿男君） 以上で6番議員、佐々木和夫君の一般質問を終わります。

引き続き7番議員、小林一晃君。

○7番（小林一晃君） （登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

マイナンバーカードの現在の町民の取得状況と今後に向けてのカードの未取得者に対してのカードの取得に向けての考え方についてお伺いをいたします。国は、現在の国民が医療機関を利用または受診をする場合の健康保険証につきまして、マイナンバーカードに統一するマイナンバー法などの関連改正法が去る6月の2日に参議院本会議において可決、成立いたし、現在の健康保険証につきましては明年の秋までに廃止をして、マイナンバーカードに統一することとするマイナンバー法が成立し、国民に対してマイナンバーカードの取得については任意であります。保険証と一体化をすることによってカードを持たない国民への病院等での窓口負担を重くし、国民のマイナンバーカードの取得率の向上に向

けて進めようとしているところであると考えますが、現在の本町の町民のマイナンバーカードの取得率と今後におけるカードを取得されていない町民への対応及び対策等についてどのように考えられているのかお伺いをいたします。

再質問を留保し、私の1回目の質問といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 小林議員のマイナンバーカードのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の本町のマイナンバーカードの取得率につきましては、全国の共通指標となります令和4年1月1日現在の人口に対する令和5年5月31日現在の交付率につきましては83.8%、また申請率は85.2%となっておりまして、町民の8割以上の方が既にマイナンバーカードを取得してございます。

2点目のマイナンバーカードを取得されていない方の対応につきましては、議員ご指摘のとおりマイナンバーカードにつきましては申請、取得が義務ではないため、申請したくない人または申請が困難な高齢者などマイナンバーカードを取得しない人でも今までと変わりなく保険診療が受けられるよう、本人からの申請に基づき保険者が資格確認書を発行することになります。しかし、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができないものの中には、働きかけなどを行ってもなお申請行為自体が難しい方などいることも想定されてございます。このため、改正案の附則では経過措置を設けてございまして、必要があると保険者が認めるときは、当分の間になります。職権により被保険者に資格確認書を交付できるような措置もされてございます。そのため、それぞれの理由を細かく判断しながら、必要によっては職権によりその方に資格確認書を交付することができるようになりますので、それらの状況を踏まえ、対応したいと考えてございます。

それと3点目、今後のマイナンバーカードの取得に向けての推進につきましては、これまでも窓口においてマイナンバーカードのメリットなどを丁寧に説明して、そのほか顔写真の撮影を含む申請のサポートやポイント付与手続のサポート、あるいは夜間、休日窓口の開設などによりさまざまな手段を講じ、カードの普及に努めてきたところでございます。今後もそれらの事業を継続するとともに、多くの方を対象とするよりは、残った個別の方にそれぞれの事情に応じたサポートを行っていきたいと思っております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、小林一晃君。

○7番（小林一晃君） 今の答弁では、全体的には85.2%まで進んだと、こういうご報告でありましたけれども、去年の資料を調べさせていただいた中では昨年2月28日現在で73%であるということでございまして、特に高齢者と言われる80代では64%の登録率、それから90代では43%と、こういうことで、それから見ると全体的には

約10%ぐらい1年間で進んだということであります。

何が言いたいかという、高齢者がどんどんこれから医療費がかかるような中で、特定で去年の高齢者の90代以上では約43%、半分以下の人しか登録していない状況でありましたので、医療現場での負担増につながるようなことであっては高齢者にとって大変なことにもなるし、そんな中で行政として未取得者の推進に向けてどのような考えで進めていくのかということが伺いたかったわけで、今後高齢者の未取得者についてそれぞれ推進していくということでございますが、認知だとかいろんな難しい問題もあろうかと思いますが、高齢者がどんどんこれから医療にかかっていく確率が高い中で、医療にかかる場合の負担が高齢者にとってちょっとした考え違いから高額にならないように、極力行政としても回覧板だとかいろんな伝達事項を通じて町民に周知し、特に高齢者のマイナンバーカードの取得率の向上に努めていただきたいと思います、その辺について再度考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 小林議員の再質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、年齢階層別の取得率を見ますと、90代以上の取得率が平均的に見ますと低い状況でございます。特に90代以上の方については本人による申請行為自体が難しい方もいらっしゃる想定される状況から、他保険者の動向なども注視しながら、職権についてどのような形で資格確認書の交付ができるか、それらも検討していきたいと考えてございます。皆様にマイナ保険証を使っていただくためには、90代以上、特に今説明した内容については課題だとも思ってございますので、それらの取組について検討しながら進めていきたいと思っております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ございますか。

○7番（小林一晃君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で7番議員、小林一晃君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。再開につきましては2時45分とさせていただきます。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時46分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開をいたします。

◎日程第21 議案第25号

○議長（渡会寿男君） 日程第21、議案第25号 妹背牛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（愛山智弘君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第26号

○議長（渡会寿男君） 日程第22、議案第26号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第27号

○議長（渡会寿男君） 日程第23、議案第27号 妹背牛町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第28号

○議長（渡会寿男君） 日程第24、議案第28号 妹背牛町学校教育施設整備基金条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（川上善樹君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第29号

○議長（渡会寿男君） 日程第25、議案第29号 妹背牛町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和12年度）の一部変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第30号

○議長（渡会寿男君） 日程第26、議案第30号 令和5年度妹背牛町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第31号

○議長（渡会寿男君） 日程第27、議案第31号 令和5年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発議第4号

○議長（渡会寿男君） 日程第28、発議第4号 妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1番議員、宮崎博君。

○1番（宮崎 博君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 質疑は省略いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより発議第4号の件を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発議第5号

○議長（渡会寿男君） 日程第29、発議第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議員の派遣について

○議長（渡会寿男君） 日程第30、議員の派遣についての件を議題とします。

朗読をさせます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） お諮りします。

議員の派遣についての件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についての件は、承認することに決定しました。

◎日程第31 閉会中の所管（所掌）事務調査の申し出について

○議長（渡会寿男君） 日程第31、閉会中の所管（所掌）事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（渡会寿男君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（渡会寿男君） 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） この6月定例会をもちまして、ここにおられます現在の妹背牛町議会議員の皆様は一旦任期を終えられる時期が参ります。また、これから9月には町議会議員選挙に新たに向かわれることになるかと拝察をいたしております。4年間、一般質問を投げかけていただきながら、この議場で町政に対する真摯な議論を繰り広げてこられたことに衷心より感謝と敬意を表する次第であります。

町政の執行に際し、議員各位の特段のご配慮を賜りながら仕事をさせていただきましたことに、職員一同を代表いたし感謝を申し上げる次第でございます。また、本日いただきました一般質問につきましても鋭意その内容を精査し、行政政策上必要な改善策を打っていく所存でございます。

最後になりますが、基幹産業の農業が出来秋に向けて順調に推移することを祈念しながら、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、全議案可決誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡会寿男君） これで令和5年第2回妹背牛町議会議定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員